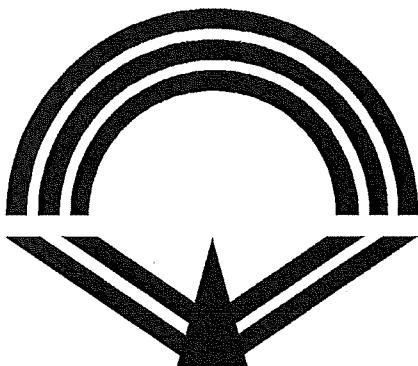


# 第3次三木町人権・同和行政基本計画

## 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度



2023（令和5）年3月  
三 木 町

## 目 次

I	基本計画策定の趣旨	1
II	基本姿勢	
1	人権尊重の視点に立った政策	1
2	人権・同和問題の啓発	2
3	指導者育成と相談体制	2
4	国、県、関係機関などとの連携	2
III	計画期間	2
IV	人権・同和問題の現状と対策	
1	三木町の現状と課題	2
1－2	施策の基本的方向	3
(1)	指導者の育成	3
(2)	町民への学習機会の提供	3
(3)	隣保館事業の公民館への拡充	3
(4)	家庭と地域の啓発	3
(5)	相談、啓発活動への支援	3
(6)	町職員の人権・同和問題の研修	3
(7)	広報活動による啓発	4
(8)	国、県などとの連携	4
(9)	企業の啓発	4
(10)	学校などの人権・同和教育への支援	4
①	教職員などの研修の改善	4
②	体制づくり	4
③	相互交流の推進	5
④	基礎学力向上、進路保障の取組	5
⑤	幼稚園、保育所の人権・同和教育（保育）	5
V	個別に人権課題への対応	
1	同和関係者の人権と課題	5

1－2 施策の基本的方向	5
(1) 講演会、研修の改善	5
(2) 身元調査防止の取組	6
(3) インターネット上の差別書込などの防止の取組	6
(4) 啓発資料の作成	6
(5) 町職員の研修	6
(6) 交流事業の推進	6
 2 子どもの人権問題と課題	6
2－2 施策の基本的方向	6
(1) 広報活動	7
(2) 児童虐待の防止	7
(3) いじめ・不登校問題の取組	7
(4) 人権に配慮した情報教育	7
(5) 青少年の健全育成にむけた取組	7
(6) 安心して子どもを育てられる環境づくり	7
 3 インターネットによる人権侵害と課題	7
3－2 施策の基本的方向	8
 4 高齢者の人権問題と課題	8
4－2 施策の基本的方向	8
(1) 今後の方針	8
① 地域での助け合い	8
② 生きがいの創出	9
③ 意識改革	9
④ 権利擁護	9
⑤ 保健福祉サービスの充実	9
(2) 啓発活動	9
(3) 広報活動	9
(4) 交流事業	9
(5) 介護予防の推進	9
(6) 高齢者への虐待防止	9
 5 障がいのある人の人権問題と課題	10
5－2 施策の基本的方向	10

(1) 広報活動	10
(2) 相談と指導の充実	10
(3) 雇用、就業の確保	11
(4) 障がいのある人への虐待防止	11
6 女性の人権問題と課題	11
6-2 施策の基本的方向	11
(1) 男女共同参画の活動支援と広報活動	11
(2) 相談窓口の活用	12
(3) 地域や団体への学習会	12
7 犯罪被害者とその家族の人権問題と課題	12
7-2 施策の基本的方向	12
(1) 広報、相談活動の支援	12
(2) 犯罪被害者及びその家族への情報提供	12
8 H I V感染者、ハンセン病回復者の人権問題と課題	13
8-2 施策の基本的方向	13
(1) 広報活動	13
(2) 学校などにおける教育	13
9 外国人の人権問題と課題	13
9-2 施策の基本的方向	13
(1) 教育と啓発活動	14
(2) 交流機会の提供	14
(3) 外国人の暮らしやすい地域社会	14
10 性的少数者（L G B Tなど）の人権問題と課題	14
10-2 施策の基本的方向	14
(1) 教育と啓発活動	14
(2) 性的少数者への支援	15
11 その他の人権問題と課題	15
11-2 施策の基本的方向	15
(1) アイヌの人びとの人権問題	15

(2) 罪を償った人の人権問題	1 5
(3) ホームレスの人びとの人権問題	1 6
(4) 災害被害者の人権問題	1 6
(5) 医療被害者の人権問題	1 6
(6) 北朝鮮による拉致問題	1 7
(7) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	1 7

## VI 問題解決にむけての重要事項

1 人材育成と研修方法	1 7
2 人権推進体制の整備・充実	1 8
3 隣保館事業の拡充	1 8
4 その他の取組	1 9

## VII 計画の見直し

参考資料 「主な相談窓口」一覧表	2 0
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2 1
三木町人権擁護の推進に関する条例	2 3
三木町人権擁護審議会規則	2 4

# 第3次三木町人権・同和行政基本計画

## I 基本計画策定の趣旨

「人権の世紀」と言われる21世紀に入り既に20年が経過しました。人権・同和行政は、継続し推し進められているところであり、我が町においても、町民一人ひとりが、自分の人権と他人の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うという人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権尊重の精神の涵養を図ることがますます重要になっております。

近年、社会情勢の変化はスピードを増しており、インターネット上では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や電子掲示板の匿名性を悪用した人権侵害などが顕在化しているほか、ヘイトスピーチやヘイトクライム、また、性的少数者（LGBTなど）や新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害といったさまざまな問題が発生するなど深刻な社会問題となっています。

国においては、人権三法と言われる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2016（平成28）年4月）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（2016（平成28）年6月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016（平成28）年12月）が施行され、人権擁護施策が推進されつつあります。

本町では、町民や職員の人権問題に関する意識状況を把握するため、2019（令和元年）8月に「三木町人権に関する職員意識調査」、2021（令和3年）10月に「三木町人権に関する町民意識調査」を実施しました。

今回、この調査結果から明らかになった町民などの意識の現状を踏まえ、人権擁護施策の一層の推進を図るために、「第3次三木町人権・同和行政基本計画」を策定するものであります。

## II 基本姿勢

### 1 人権尊重の視点に立った政策

町は、人権尊重の視点に立ち、すべての人が個人として尊重されることを実現する政策を推進します。

## 2 人権・同和問題の啓発

人権・同和問題の啓発を家庭、地域、職場、学校などで行い、人権・同和問題を身近な問題として取り組むことができるようになります。

また、この啓発活動の継続により、人権尊重の理念が根づくことをめざします。

## 3 指導者育成と相談体制

人権・同和問題の早期解決を図るため、指導者養成講座などの充実を図るとともに、関係機関と連携して相談体制を強化していきます。

## 4 国、県、関係機関などとの連携

人権・同和政策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県、関係機関などとの連携を強化していきます。

# III 計画期間

第3次基本計画の施行期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

# IV 人権・同和問題の現状と対策

## 1 三木町の現状と課題

今日の国内における現状として、同和問題をはじめ、女性・子ども・障がい者・高齢者・外国籍住民・HIV感染者・ハンセン病回復者・性的少數者などに関する人権問題、インターネットによる人権侵害などの問題が存在しています。

本町においては、2021（令和3）年の町民意識調査結果から、子ども・インターネット・新型コロナウイルス感染症の人権問題は、特に「関心がある」との回答が多く、自分たちの身近な問題として関心が高いことがうかがえます。

しかしながら、2016（平成28）年の町民意識調査結果と比較してみると、インターネット上の人権問題を除いて、「関心がある」人の割合の減少傾向が見られ、人権問題全般について関心の低下が感じられます。

一方で、同和問題について知るきっかけとして、40歳代以下は、学校の授業で教わる傾向が顕著で、若い世代ほどその割合が高く、このことは、学校での同和問題学習が着実に進んでいることを示しており、将来への展望を感じます。

じることができます。

今後も自分には関係がないと考えず、自分の問題として受けとめ、考えられるような人権教育・人権啓発が必要になっています。

そのためには、これまで行ってきた講演会や研修などの啓発活動を隨時見直し、効果的な取組となるようにしていかなければなりません。

## 1－2 施策の基本的方向

複雑多様化する人権課題の発生を踏まえて、本町の実情に即した人権教育・啓発を推進していきます。

### (1) 指導者の育成

地域社会における人権教育の推進は、指導者が担うところが大きいことから、国・県と連携し、研修講座や指導資料等の充実を図ることにより、指導者の養成と資質向上に努めます。

### (2) 町民への学習機会の提供

町民が人権・同和問題の正しい知識の理解と認識を深めるため、人権問題講演会の開催、啓発資料の広報を図り、人権・同和問題の学習内容の充実に努めるとともに、その学習機会を提供していきます。規模についても、数百人単位の人権問題講演会からワークショップ形式のじんけんおもしろゼミナールまで、幅広く参加しやすいよう展開していきます。

### (3) 隣保館（文化センター）事業の公民館への拡充

開かれたコミュニティーセンターとして人権啓発の役割を担う隣保館では、まず館に来て知ることをたいせつに地域交流事業を継続すること、人権を学ぶ場を充実することに努めています。また、啓発活動を町内に広く展開していくため、公民館に啓発用ポスター、リーフレットを掲示したり、公民館の利用者へ人権・同和問題の講話をを行うなど啓発を促進していきます。

### (4) 家庭と地域の啓発

子どもの人権意識を高め、豊かな人格を形成するには、家庭で子どもに差別をしないように教えることがたいせつです。そのため、学校が行う児童・生徒を介しての保護者啓発の徹底と、講演会・研修会等に参加した人が家庭に帰り、家族に正しく還元できるような啓発の内容や方法を明確にした教育実践、啓発活動に取り組んでいきます。

### (5) 相談、啓発活動への支援

人権擁護委員や民生児童委員は、大人、子ども、男女の性別など関係なく、人権に関する相談をはじめ、生活全般に関する多様な相談を受け、相談者のための活動を行っています。町はこの活動を支援していきます。

### (6) 町職員の人権・同和問題の研修

町職員は、人権・同和問題に深く関わる立場から、豊かな人権感覚を身につけ、職務を遂行していかなければなりません。そのため、実施していく研修内容をより効果的なものにしていきます。

(7) 広報活動による啓発

人権・同和問題を総合的に捉えるとともに、身近な問題をテーマにした内容で広報誌やホームページ、そして関連行事やキャンペーンなどを活用し、広く町民に啓発していきます。特に、小・中学生が自ら人権課題に気づき、自分のこととして学び、その思いが表れた人権作文や人権標語を作品集にするほか、多くの町民に向けて、広報誌に毎月掲載していきます。

(8) 国、県などとの連携

国、県、各市町、教育機関などの組織との連携を強化し、効率的で効果的な人権・同和問題の啓発活動を推進していきます。

(9) 企業の啓発

企業活動のグローバル化が進み、企業の人権への取組に対して、社会からの関心が高まっています。企業は、個々の実情や方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開することがたいせつです。また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要です。そのため、啓発資料の作成や提供等を通じ、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(10) 学校などの人権・同和教育への支援

現地研修、センター連絡会を通じて連絡を取り合い、また、教育関係者と職員意識調査や町民意識調査結果について検討し、学校において人権・同和教育の効果をどう高めていくかを協議して改善を進めています。

① 教職員などの研修の改善

学校などの人権・同和教育は、教員、学校関係の職員、幼稚園教員、保育所の保育士（以下「教職員など」という。）の力量が大きく影響するため、この教職員などの研修では人権・同和問題への正しい知識の理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、指導力が向上する研修内容になるための支援をしていきます。また、教職員などの移動の負担、業務の軽減を図るため、講師派遣型の研修を進めています。

② 体制づくり

学校などにおける人権・同和教育を促進させるため、学校などと連携し、家庭や地域の人権意識の向上を図り、人権・同和問題の正しい知識の理解と認識を深めるための活動と、子どもへの「虐待」や「いじめ」などに関する相談窓口も必要になってきます。この体制づくりを支援していきます。

### ③ 相互交流の推進

学校などと相互交流を図り、その情報を基に各学校間で協力して人権・同和教育に取り組むための支援をしていきます。

### ④ 基礎学力向上、進路保障の取組

人権・同和教育を教育活動の基底に据え、教員が人権・同和問題を正しく理解し、人権意識の高揚と指導力の向上を図り、子ども一人ひとりの基礎学力の向上と進路が保障されるように、町教育委員会や学校などと連携していきます。

### ⑤ 幼稚園、保育所の人権・同和教育（保育）

幼稚園、保育所における人権・同和教育（保育）は、子どもの発達段階を踏まえつつ、隣保館（文化センター）の行事に参加することにより早期から人権感覚を根づかせていきます。

## V 個別に人権課題への対応

### 1 同和関係者の人権と課題

同和対策事業と同和教育により、同和地区の環境改善については着実に成果が見られる一方、町民の同和関係者の人権問題に対する理解が進んでいないように感じられます。全国では、土地差別調査、戸籍不正取得など、同和関係者を含む多くの人たちの身元調査に繋がる事件がありました。さらに、インターネット上の心無い差別書き込みや同和地区の画像・動画掲載、「えせ同和行為」なども後を絶ちません。

同和関係者の人権問題は、基本的人権と人間の尊厳に関わる重大な問題であり、その解決は国民的な課題であるとの認識のもと、人権に関する問題全体の重要な柱と位置づけられています。この問題を解決していくためには、人権を尊重し、正しく理解することを町民全体に広めていく必要があります。

#### 1-2 施策の基本的方向

2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる部落差別解消推進法)や県・町条例の認知度は低い状況です。法や条例の認知は正しい判断や行動の基盤であることを踏まえ、これまで以上に周知をしていく必要があります。

##### (1) 講演会、研修の改善

本町が主催する人権・同和問題の講演会、研修会は参加者に偏りがみられることから、開催方法や内容を見直し、興味を持てるような講師の選定等の改善を図っていきます。

## (2) 身元調査防止の取組

身元調査を防止するため、広報誌、ホームページなどで啓発し、結婚や雇用、就業などにおける不当な差別をなくしていきます。また、2012（平成24）年7月より実施している「登録型本人通知制度」への登録者拡大にむけて活動を強化していきます。

## (3) インターネット上の差別書き込みなどの防止の取組

同和地区名を書き込むなどのインターネット上の差別書き込み、駅構内、公衆トイレなどでの同和関係者を誹謗中傷した落書きは、悪質で陰湿な人権侵害です。その他にも、同和関係者やその団体を装って、不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする「えせ同和行為」は、この人権問題に対する誤った認識を植えつける原因になっています。これらを防止するための取組を進めています。

## (4) 啓発資料の作成

ポスター、チラシではわかりやすく、読みやすい啓発資料を作成し、広く町民に啓発していきます。

## (5) 町職員の研修

理解度に合わせた年代別の研修や、参加体験型の手法を取り入れるなど、随時見直しを図っていきます。

## (6) 交流事業の推進

隣保館の夏祭りなどの活動を創意工夫し、同和地区と周辺地区の交流を推進していきます。

## 2 子どもの人権問題と課題

子どもには、「児童憲章」や「子どもの権利条約」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持つ人間として尊重されなければなりません。しかし、児童虐待のほか、いじめや不登校などの人権に関わる問題が起きています。

この解決のためには、子どもの人権の重要性について、正しい知識を持ち、互いを尊重した行動ができるようにならなければなりません。

### 2-2 施策の基本的方向

学校教育や地域の福祉や教育力の向上はもちろんのこと、子育て支援への施策の充実・強化に努めます。また、子どもの人権尊重にむけては、公民館・教育集会所・隣保館などの公的施設で取り組まれている研修会や学習会などを通じた教育・啓発及びメディアでの人権に配慮した表現の促進などをより一層、強力に推進することで、子どもたちの心身の健全な育成につながる、真に子どもの人権が守られるまちづくりをめざします。

また、発達障がいへの理解や親子のふれあい活動への支援も拡大していきます。

(1) 広報活動

次世代を担う子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、広報誌やホームページなどにより子どもの権利についての広報活動をしていきます。

(2) 児童虐待の防止

健康診断や家庭訪問などで虐待を発見した場合は、迅速かつ適切に対応できるように、家庭、地域、学校や人権擁護委員、民生児童委員との連携を図り、子どもの命と人権を守るための相談活動を促進していきます。

(3) いじめ、不登校問題の取組

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づく「三木町いじめ防止基本方針」により、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、町教委・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を推進していきます。なお、町内各小・中学校においても「学校いじめ防止基本方針」が策定されています。

また、不登校児童・生徒を対象に「あすなろ事業」を行っており、学校や隣保館をフリースペースの場として提供しています。

(4) 人権に配慮した情報教育

子どもへの情報教育は、人権に配慮したものにし、インターネットなどによる人権侵害を防ぐとともに、悪質な書き込みに対しては削除依頼を行うなど、迅速な対応を行っていきます。

(5) 青少年の健全育成にむけた取組

シンナーなどの薬物、有害な図書や広告、アダルトビデオなど、子どもの人権を阻害する有害環境を浄化するため、人権擁護委員や民生児童委員、学校と連携し、町少年育成センターと協力し、青少年を健全に育成していく取組をしていきます。

(6) 安心して子どもを育てられる環境づくり

安心して子どもを育てることができる環境をつくるため、子どもの心身の発達や家庭、地域の実情に応じた適切な保育対策、放課後児童対策などを積極的に展開していきます。

### 3 インターネットによる人権侵害と課題

スマートフォンの普及とともに、インターネットが私たちの日常生活をはじめ、学校や仕事などあらゆる場面で必要不可欠な存在となっています。

また、利用方法も多様化し、さまざまな人にとって身近なものになってい

る一方で、画面の向こう側に自分と同じ人権を有する、他者の存在を意識することがたいせつになります。

利便性や匿名性などが悪用され、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報などが流され、掲載されるといった問題が増えています。

特に同和地区に関する具体的な地名を挙げての誹謗中傷事件や外国人に対する差別表現(ヘイトスピーチ)事件、ストーカーの電子メールやつきまとい行為などが社会問題となっています。

加害行為が匿名かつ容易に行われるのに対して、被害側については、その拡散性（世界中から閲覧可能、コピーや転載）、被害回復の困難性（情報発信者が特定しにくい）が特徴といえます。

### 3－2 施策の基本的方向

他者への誹謗中傷の書き込みは後を絶たず、インターネット上の監視を行う必要があります。このため、香川県及び県内8市9町が協力して、インターネット差別事象の監視班を組織して、継続的な活動を行っています。

悪質な行為には、法務局などの関係機関と連携し、プロバイダーへの関係する情報の削除依頼など、迅速かつ適切な対応に努めます。

子どもたちや保護者へのインターネットの安全安心な使い方やスマートフォンなどの家庭内の使用ルールなどについて啓発に努めます。

また、インターネットによる人権侵害などが起こらないよう、個人や団体などのプライバシーや名誉の保護に加え、情報の収集・発信を行う個人の責任や情報モラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発に努めます。

## 4 高齢者の人権問題と課題

日本社会における高齢化は、急速に進展しており、一人暮らし高齢者の増加や介護の問題、高齢者への虐待など、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者が地域のサポートを得ながら生きがいを持ち、みんなで支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりをしていく必要があります。

### 4－2 施策の基本的方向

#### (1) 今後の方向

##### ① 地域での助け合い

地域のニーズを把握し、きめ細かな見守りの輪を広げていきます。

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる教育を推進するため、児童生徒との交流を図っていきます。

## ② 生きがいの創出

高齢者がボランティアやまちづくりなどの活動に積極的に参画し、生きがいをもって社会生活を過ごせるよう支援を進めていきます。

## ③ 意識改革

高齢者がこれまで果たしてきた役割や功績に対し、高齢者への尊敬や感謝の心を醸成するとともに、高齢社会が抱える問題に関する理解を深め、地域社会全体で高齢社会を支えるための意識啓発に努めます。

## ④ 権利擁護

認知症高齢者などの財産管理や身上監護などの権利を擁護するための地域福祉権利擁護事業、成年後見制度といった制度の周知を図るとともに、利用するにあたっての支援体制の充実を図ります。

## ⑤ 保健福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、支援に必要なサービスを提供するための体制整備に努めます。

### (2) 啓発活動

人権擁護委員が実施している小学校、幼稚園、保育所での高齢者の人権に関する題材の出前講座の活動と、地域社会における民生児童委員の高齢者への相談活動を支援していきます。

### (3) 広報活動

高齢者が、生涯学習でさまざまな知識や技能を修得し、生涯スポーツによる健康的な生き方を学ぶことで、なかまづくりや健康づくりができます。これにより、高齢者の生きがいをつくることができ、健康で自立した社会生活を送ることができます。広報誌やホームページなどで関係情報を提供していきます。

### (4) 交流事業

高齢者は、地域における異なる世代との交流により、相互理解を深めるとともに、人としての誇りを持つことができます。この世代間の交流を通して、高齢者の人権問題を啓発していきます。

### (5) 介護予防の推進

高齢者ができるかぎり在宅で自立した日常生活を継続できるように、運動機能低下の抑制、栄養改善、口腔機能向上などを中心とした介護予防事業を推進していきます。また、高齢者を総合的に支援する機関として「地域包括支援センター」の活用を図ります。

### (6) 高齢者への虐待防止

高齢者への虐待の背景には、家族の認知症に対する知識不足、介護負担

の増大、地域社会での家族の孤立、経済的困窮などのさまざまな要因が考えられます。そのため、高齢者に関する正しい知識を身につけられるよう広報活動や相談窓口の活用を行い、虐待の防止に努めます。

## 5 障がいのある人の人権問題と課題

障がいのある人が社会参加するためには、雇用、就業の確保などで地域の中で自立し、主体的に生きていくための生活習慣の確立が必要です。しかし、障がいのある人の雇用、就業は大変厳しい社会状況になっています。

また、障がいのある人への虐待も問題になっています。虐待の背景には、障がいに対する知識不足や障がいのある人の人権に関する意識の欠如、その家族と地域社会との閉鎖性など、さまざまな要因が考えられます。このことから、すべての人びとがお互いの人権を尊重し、助け合うとともに、障がいのある人が主体的に生き、自立した生活を送ることができる「ノーマライゼーション」の理念による、共生できる社会についていく必要があります。

### 5-2 施策の基本的方向

2016(平成 28)年 4 月から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)では、正当な理由なく障がいを理由として差別する「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」を求めていました。また、県でも 2018 (平成 30) 年 4 月から「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を施行し、共生社会の実現をめざしています。

社会の各分野で、障がいのある人に対する正しい理解や認識を深めるための教育・啓発などを幅広く推進し、偏見や無理解などから起こる人権侵害の防止などに努めるとともに、互いに人権を認め合い尊重し合える意識を高める取組を推進します。

さらに、共生社会の実現をめざし、障がいのある人が社会の一員として豊かな社会生活が営めるよう、関係団体の主体的な参加による学習機会の充実や障がいのある人と障がいのない人の交流に努めるなど、積極的な活動を行います。

#### (1) 広報活動

「ノーマライゼーション」の理念を基本とし、町民が障がいのある人にに対する正しい理解を促進するため、広報誌やホームページなどで啓発していきます。

#### (2) 相談と指導の充実

障がいのある人が、地域の中で自立し、主体的に生きていく力を高めるために、基本的な生活習慣の確立を図り、適切な進路や生活の相談と指導

を充実していきます。

### (3) 雇用、就業の確保

障がいのある人の社会参加を図り、自立した生きがいのある生活を切り開いていくため、雇用の確保が求められています。地域の企業について、企業内の人権・同和研修の資料の提供、その他講演会、研修会において障がいのある人の人権問題を啓発して、雇用、就業の確保に繋がるような取組をしていきます。

### (4) 障がいのある人への虐待防止

虐待への対応として、相談窓口を設置し、相談の受理や通報などによる虐待の発生に対応していきます。併せて、警察や病院などの機関と連携し、迅速かつ適切な対応ができるようにしていきます。

## 6 女性の人権問題と課題

今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が存在している状況にあり、セクシャルハラスメント、妊娠・出産などに関する嫌がらせ(マタニティハラスメント)などに加え、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為、性犯罪など、主に女性に対する暴力、嫌がらせ、いじめが社会問題となっています。

家庭、地域、職場などさまざまな場面で、女性の人権が尊重されていないことがあります。男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会(男女共同参画社会)の実現にむけた取組をしていく必要があります。

### 6－2 施策の基本的方向

「令和4年度版 三木町男女共同参画プラン」を2022(令和4)年3月に策定し、社会での制度や慣行についての配慮、雇用等の分野の男女の均等な機会と待遇の確保、男女平等を推進する教育及び学習の充実、地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶、男女共同参画視点を取り入れた防災・減災体制の確保など、男女共同参画のための取組などをより一層強力に推進し、町民一人ひとりが性別に関係なく個人として尊重され、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

今後も、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場を通じて、女性の人権について正しく理解し、認識を深めるための効果的な教育・啓発に努めます。

### (1) 男女共同参画の活動支援と広報活動

男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重の意識づくりや環境づくりが不可欠です。そのため、三木町男女共同参画推進会を中心とした活

動の支援と講演会開催など啓発広報活動に取り組みます。さらに、各種審議会、委員会などにおける女性委員の積極的な登用を図っていきます。

(2) 相談窓口の活用

ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントなどにおける女性の人権侵害と男女共同参画社会づくりについては、相談窓口の活用を促進していきます。

(3) 地域や団体への学習会

地域や団体の集会の参加者を対象にし、三木町男女共同参画推進会が実施する学習会を支援していきます。

## 7 犯罪被害者とその家族の人権問題と課題

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害だけでなく、いわれのない噂、中傷、マスメディアの報道といった間接的な被害を受ける場合もあります。周囲の人たちが犯罪被害者やその家族の気持ちを配慮し、理解を深めることで、幸せに生きる権利を守っていかなければなりません。

### 7-2 施策の基本的方向

2004年（平成16）年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、政府において「犯罪被害者等基本計画」が作成されており、現在は第4次計画の下で、犯罪被害者等のための施策が推進されています。また、県でも2021（令和3）年4月から「香川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等を支える社会の実現をめざしています。

こうしたなか、本町では同法に基づき、犯罪被害者などを支援するための施策、情報の整理や新たな施策の検討、関係機関とのネットワークを生かした支援の強化などに取り組むほか、民間支援団体と協働して被害者支援に関する町民の理解を深める活動を促進します。

(1) 広報、相談活動の支援

「犯罪被害者等基本法」では、犯罪被害者及びその家族の権利が明文化されており、この権利を守るために活動を支援していきます。

- ・広報誌やホームページをとおして多くの町民に啓発を行う広報活動
- ・高松法務局や高松東警察署と連携した、人権擁護委員や民生児童委員による個別の相談活動の支援
- ・相談窓口の活用促進

(2) 犯罪被害者及びその家族への情報提供

国が設立した公的な法人である「日本司法支援センター（法テラス）」では、犯罪被害者及びその家族の支援業務を行っており、法制度の紹介のほ

か、この問題に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報も提供しています。この法テラスの情報を広報誌やホームページなどで提供していきます。

## 8 HIV感染者（エイズ）、ハンセン病回復者の人権問題と課題

21世紀になっても、HIV感染者に対する偏見や差別が当事者やその家族を苦しめています。また、ハンセン病回復者は、長い間、強制隔離政策のもと、人間的な暮らしを奪われてきました。これを解消するためには、正しい知識を普及し、偏見や差別の解消に努めなければなりません。

### 8-2 施策の基本的方向

HIV感染者、ハンセン病回復者に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をめざします。

そのために、感染症に関する啓発資料の作成及び配布、療養所の見学など、正しい知識の普及を図り、感染者などへの理解を深めるための啓発を推進します。

自立した社会生活を送れるよう、関係機関と連携協力を図っていきます。

#### (1) 広報活動

地域や学校などにおける偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及や相談窓口を広報誌やホームページなどで情報提供していきます。

#### (2) 学校などにおける教育

学校などで、学年に応じたHIV感染やハンセン病に対する正しい知識を学ぶことで、偏見をなくしていくとともに、HIV感染については、正しい予防知識を身につける教育が必要です。このための情報や資料を提供していきます。

## 9 外国人の人権問題と課題

国際化の進んだ現在では、日常生活で関わりがある外国人に対する生活習慣、文化、価値観の違いで相互理解が不十分となり、トラブルや差別が発生しています。国籍や民族などの異なる人びとが、お互いの文化の違いを認め、尊重し、共に生きていくことができる社会づくりが必要です。

本町では外国との交流を積極的に推進するため、2005(平成17)年からカナダのディズベリー町との友好親善を目的とした中学生の交流事業を始めるとともに、増加する在町外国人との相互理解と日本文化への理解を深めるために日本語教室を開催しています。

### 9-2 施策の基本的方向

2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆるヘイトスピーチ解消法)が施行

されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人びとを排斥する不当な差別的言動が続いている。こうした言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになります。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざす上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会の実現に努めます。

#### (1) 教育と啓発活動

外国人への差別や偏見がなくなるような学校教育や社会教育において、相互理解のための啓発をしていきます。

#### (2) 交流機会の提供

町の行事などを通して、外国人との交流を図り、相互理解を深めていく取組をしていきます。

#### (3) 外国人の暮らしやすい地域社会

地域社会における生活上の情報を提供するとともに、外国人世帯も含めた防災対策の充実を図り、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

### 10 性的少数者（L G B Tなど）の人権問題と課題

人の性のあり方は多様です。同性愛や両性愛の人、性別違和の人など性的少数者に関する理解は深まりつつあり、見過ごすことのできない人権問題であると認識されています。

町民意識調査の結果からも、性的少数者への支援が広がっていることに対して、賛同を示した回答が過半数であり、全体的に理解が進んでいることがうかがえます。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものではありません。

これからは、性的少数者への正しい理解を促進するとともに、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めていくことが必要です。

### 10-2 施策の基本的方向

#### (1) 教育と啓発活動

性的少数者にもさまざまな類型があり、それぞれの人が感じている困難や関心が異なることへの理解を深められるよう「性的指向」や「性自認」について、また「多様な性があること」について、正しい理解が進むように教育・啓発の推進を図り、不适当に差別や偏見にさらされることのないように努めて

いきます。

学校などにおいては、教職員一人ひとりが「さまざまな性的少数者」について理解し、トランスジェンダー児童・生徒の心情や保護者のプライバシーなどに配慮しながら悩みを抱える児童・生徒に寄りそうなど、情報共有に努めています。

また、行政職員や教職員が性的少数者について正しく理解し、適切な助言・指導を行うことができるよう、各職場で研修を行うなど、教育・啓発に取り組んでいくとともに、当事者が就職や日常生活で不利益を負うことがないよう企業などへの働きかけに努めます。

## (2) 性的少数者への支援

2022（令和4）年に三木町でも「パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。これは、現行の法制度では結婚が認められない性的少数者の二人が、戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして協力して生活を行うことを宣誓し、町がそれを公的に証明する制度です。

法的な効力はないものの、制度があることによって性的少数者に対する理解をアピールするとともに、当事者に安心感を与えることに導入の意義があると考えます。

# 11 その他の人権問題と課題

その他の人権問題として、アイヌの人びと、罪を償った人（刑を終えて出所した人）、ホームレスの人びと、災害被害者への風評被害、医療被害者、北朝鮮による拉致問題、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などの問題があります。一人ひとりが正しい知識と認識を持つとともに、人権尊重の意識の高揚を図り、日常生活の中から偏見や差別をなくしていくための取組をしなければなりません。

## 11-2 施策の基本的方向

### (1) アイヌの人びとの人権問題

日本の先住民族であるアイヌの人びとに対しては、誤った理解による偏見や差別がいまだに根強く残っています。それは、結婚や雇用、就業における差別などです。文化、民族性に対しての優劣はありません。異文化を尊重し、お互いに違いを認め合うことは人権の基本です。アイヌの人びとの正しい知識の理解と認識が深まるような啓発、広報活動に努めています。

### (2) 罪を償った人（刑を終えて出所した人）の人権問題

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見と差別意識があり、このことが雇用、就業などの生活基盤を築くことへの障がいとなり、

社会復帰をめざす人には大変厳しい環境になります。このような偏見と差別意識の解消を図るために、保護司や高松地区保護司会、高松保護観察所と連携し、啓発に努めています。刑を終えて出所した人が、眞の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を過ごすことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。

そのためには、出所後の生活基盤の提供や円滑な社会復帰、自立に向けた指導や香川県更生保護協会の保護司の人たち及び就労支援を行っているNPOなどと積極的に連携し、関係団体の主体的な参加による学習機会を充実させ、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発を推進します。

### (3) ホームレスの人びとの人権問題

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの人びとの自立支援とホームレスになることを防止するための生活上の支援などについて明文化されました。しかし、全国的にはまだ多くのホームレスの人びとが、過酷な環境に身を置いている状況にあり、暴力事件なども起きています。これを解消するための活動を行っている高松法務局と連携し、啓発に努めています。

### (4) 災害被害者の人権問題

近年、大規模な災害が日本各地で発生し、避難所でのプライバシー保護の問題など、被災された方々の人権が守られていない場合があります。

2011(平成23)年に発生した東日本大震災を原因とする福島第一原子力発電所の事故では、賠償金や放射能に関する誤った認識による避難者に対する嫌がらせや避難先の学校でのいじめなどの人権侵害が発生しています。

今後、社会の変化によって起こる新たな人権問題も含め、それぞれの人権問題の状況に応じた解決のための施策の検討を行います。

災害時には、だれもが逼迫した状態にあり、強い不安やストレスが人びとの心を覆い、人権感覚が揺らぎます。

どんな状況でも、人が人として尊重されることのたいせつさを自覚して、日頃からすべての人の人権が適切に守られるよう、町民一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深められるよう、教育・啓発に努めます。

### (5) 医療被害者の人権問題

医療被害者に対しては、多くの問題があります。医療事故による本人及びその家族に身体的・精神的・社会的被害が及ぶだけではなく、その後の社会から受けるバッシングによっても大きな被害を受ける傾向がありま

す。差別意識の解消をめざし、総合的な啓発の取組をしていきます。

#### (6) 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国民の人権に対する重大かつ明白な侵害です。

拉致問題の解決にあたっては、この問題に関する国内外の関心を喚起することが重要であり、とりわけ国民の温かい支援と協力は大きな力になります。そのようなことから、拉致問題に対する町民の認識を深めるため、今後とも、国・県はもちろん、関係団体との連携を密にしながら支援活動を積極的に進めていきます。

また、学校教育では、児童・生徒が拉致問題を正しく理解し、自分自身の解決すべき課題として捉えることができるよう、学校や地域の実情、児童・生徒の発達段階などに応じた教材や学習方法などの創意工夫を行い、教育・啓発の充実に努めます。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染者や治療・対策に携わった関係者及びその家族などに対するデマや誹謗中傷が発生しています。こうした差別や偏見の広まりは、症状のある人が差別を恐れて受診しなくなるなど、本来の感染症対策にも影響を及ぼす場合もあります。

感染症の収束が見通せない中、感染への不安とともに感染した時の周囲の反応を不安に感じている方も多いのではないでしょうか。誰もがウイルスには感染したくありませんが、誰にでも感染は起こりうることです。新型コロナウイルス感染症に関連した誤った情報や不確かな情報に基づく不当な差別、いじめ等の人権侵害は決して許されません。

また、新型コロナウイルスワクチン接種を受けていない人や、さまざまなお事情によりマスクを着用できない人に対しての誹謗中傷などもあってはなりません。

思い込みが差別や偏見を生みます。不確かな情報や根拠のない噂などに惑わされず、県や国等の公的機関が提供する正しい情報に基づいて行動することがたいせつであるため、その啓発に努めています。

## VI 問題解決にむけての重要事項

### 1 人材育成と研修方法

人権・同和問題の解決に向けては、地域や各種団体の指導的立場にある人たち、また、教職員、町職員に対して、人権教育・啓発の研修の取組が必要です。これらの人たちに向けて、現地研修などで知識と実践力を高めてもら

うほか、講演会や各種研修会への参加をとおして資質の向上をめざします。

社会情勢の激しい変化に伴う新たな人権課題が発生し続けている状況を踏まえて、研修方法も適時、見直していく必要があります。人権・同和問題は知識を身につけるだけではなく、日頃から実践できなければ解決に結びつきません。そのためには、具体的な内容を学ぶとともに、当事者の声を取り入れた身近な話題でわかりやすい内容にし、参加体験型の研修方法などを取り入れることで、人権・同和問題との関わりを理解し、受講者自身の課題にします。

特に町職員は、町民に身近な立場であり、公務員としての責務と使命を自覚し、人権尊重の精神に立った行政施策を推進していかなければなりません。全庁を挙げての取組が強く求められます。全課共通の取組として「人権に配慮した窓口対応、個人情報の保護・管理」が挙げられ、各課ごとに推進していくために、各課に人権リーダーを置きました。リーダーから課員、課員から町民へ人権啓発を進めていくことが身近で効果的な方法であると考えられます。

## 2 人権推進体制の整備・充実

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法といった人権に関わる法律が次々と施行されたことに伴い、あらゆる人権課題に対応するべく、人権推進課を新設しました。

全庁体制で関係課が相互に連携し推進していくうえで、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図ります。

## 3 隣保館（文化センター）事業の拡充

隣保館は、人権・同和問題の教育、啓発の拠点として、資料の展示、研修の実施、各種学習会の開催、啓発情報の提供などの活動を行ってきました。特に、教育や文化活動を通して、同和地区内外との交流による相互理解に大きく貢献してきました。

しかし、いまだに同和関係者の人権問題は解決に至っておらず、さらに、社会状況の変化などで新たな差別事件も発生しています。この状況を受け、重要な取組として、本町の隣保館事業を充実するとともに、啓発活動を町内に広く展開していくため、地域住民の文化振興や生涯学習の拠点である公民館にも啓発用ポスター、パネルの展示などの活動を行い、施設利用者を啓発する取組をしていきます。

#### 4 その他の取組

町民に広く人権・同和問題を啓発するためには、常に情報を提供していかなければなりません。身近な情報から新しい人権・同和問題などを発信することで効果的な啓発になります。また、同和地区内外の交流をはじめ、高齢者の異世代との交流、外国人との交流などは、人と人の相互理解を深めていく活動です。これらの活動は、人権・同和問題を解決していくための重要な取組です。その他に重要となる事項があれば、必要に応じて取り組んでいきます。

### VII 計画の見直し

本基本計画は、施行期間 2023（令和5）年度から 2027（令和9）年度の5年間とします。

この基本計画の施行期間内において、国や県の動向、社会状況の変化やそのほかの事情により、見直しが必要になった場合は、適宜見直すものとします。

## 主な相談窓口

区分	窓口名	電話番号	内容	備考
人権・同和関係	人権推進課	087-891-3324	人権・同和対策、人権・同和教育全般	
	白山文化センター	087-898-4708	隣保館事業の実施	三木町
	平木文化センター	087-898-6892		
	香川県人権・同和政策課	087-832-3205	人権相談員による相談	香川県
	三木町教育支援センター「ボボラ」	087-898-1547	いじめや不登校問題の相談	三木町立三木中学校
	子どもの人権110番	0120-007-1110	いじめや虐待、不登校問題の相談	高松法務局
子ども	子ども女性相談センター	087-862-8861	児童と女性に関する総合的な相談	香川県
	女性の人権ホットライン	0570-070-8110	女性に対するDVやセクハラなど	高松法務局
	白山文化センター	087-898-4708	男女共同参画の相談	三木町
女性	かがわ男女共同参画相談プラザ	087-832-3198		香川県
	三木町地域包括支援センター	087-891-3321	介護予防など高齢者への総合的支援	三木町
	三木町障がい者虐待防止センター	087-891-3304	障がい者への虐待など	三木町
高齢者	香川県障害者権利擁護センター	087-867-2696		香川県
	犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079-714	犯罪被害者とその家族の支援業務	日本司法支援センター(法テラス)
	香川県くらし安全安心課	087-832-3233	犯罪被害者等支援総合的対応窓口	香川県
障がい者	エイズテレホン案内	087-863-0110	自動音声によるHIV(エイズ)の説明など	香川県
	東讃保健福祉事務所 保健対策課	0879-29-8261	HIV(エイズ)の検査、相談	
	ハンセン病回復者	087-832-3305	ハンセン病の説明など	香川県
外国人	香川県国際交流協会	087-837-5908	外国人の人権法律相談	アイバル香川
	性的少数者(LGBT等)	087-832-3222	当事者団体による電話相談	香川県
	新型コロナウイルス感染症	087-891-3324	新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談	三木町
全般	香川県人権・同和政策課	087-832-3205		香川県
	みんなの人権110番	0570-003-110	様々な人権問題の電話による相談	高松法務局

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

(法律第百四十七号)

## (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ○三木町人権擁護の推進に関する条例

平成29年12月20日

条例第15号

### (目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下の平等を定める日本国憲法並びに世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、様々な人権問題を解決するため、町及び町民の責務を明らかにするとともに、町が人権教育及び啓発等に関する施策（以下「人権施策」という。）を推進し町民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、必要な人権施策を積極的に推進するとともに、行政全ての分野において町民の人権擁護と人権意識の高揚に努めなければならない。

2 町は、国、県、学校、家庭、地域社会、企業、関係機関等と連携しながら人権教育啓発活動の充実に努め、人権施策を計画的に推進するよう努めなければならない。

### (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 町民は、町が実施する人権施策に協力するとともに、自己啓発に努めなければならない。

### (審議会)

第4条 町は、人権施策の円滑かつ効率的な推進、人権擁護を図るための重要事項を調査審議する機関として、三木町人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、人権施策を推進していくための方策や、さまざまな人権問題への取組方法等について調査審議し、答申することができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（差別をなくし人権を擁護する条例の廃止）

2 差別をなくし人権を擁護する条例（平成7年三木町条例第4号）は、廃止する。

○三木町人権擁護審議会規則

平成8年12月10日

規則第8号

改正 平成16年2月3日規則第1号

平成29年12月20日規則第28号

令和元年12月13日規則第15号

(目的及び設置)

第1条 この規則は、三木町人権擁護の推進に関する条例（平成29年三木町条例第15号）第4条の規定により、三木町人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な総合的施策及び諸問題に関する重要な事項について、町長の諮問に応え、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は18名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 有識者

(3) 町行政関係者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項により委嘱された委員は、その身分を失した場合、委員を辞したものとみなす。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、関係各課の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(費用弁償)

第8条 委員には、費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権推進課において処理する。

#### 附 則

この規則は、平成8年12月10日から施行する。

附 則（平成16年2月3日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3次

## 三木町人権・同和行政基本計画

2023年3月発行

発行 三木町 人権推進課

〒761-0692  
香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地  
TEL(087)891-3324  
FAX(087)898-1994

